

〔総務部 税務課 所管〕

○個人市民税賦課事務（02020201） 26,596千円（26,913千円） 予算書 P58

[その他：260千円 一財：26,336千円]

*その他積算根拠

[諸収入：納税通知書等送付用封筒広告掲載料 260千円]

（目的及び期待する効果）

個人市民税の課税客体（所得等）を正確に把握し、適正かつ公平に課税する。

（内容）

- 1 平成 27 年分の所得を確定申告・住民税申告や事業所から提出される給与支払報告書等により正確に把握する。
- 2 扶養控除等の申告内容の確認や未申告者の調査・申告勧奨等を実施する。
- 3 特別徴収（※1）一斉指定の実施（※2）に伴い、普通徴収（※3）を行っている事業所に、特別徴収を実施するよう勧奨し、同制度の徹底に努める。
- 4 社会保障・税番号制の導入による情報連携を推進し、市民の利便性の向上に努める。
- 5 インターネットを利用した市民税・県民税仮計算申告書作成システムや電子申告（イータックス：個人）の普及に努める。
※1：市・県民税を事業所等が支給する給与から天引き、又は代わって預かり市に納入する制度
※2：市・県民税の特別徴収を行っていない全ての事業主（法律上義務付けられていない事業所を除く。）に対し、平成 27 年度から特別徴収義務者の指定を茨城県内の市町村が一斉に実施しているもの
※3：市・県民税を納税義務者本人が納税通知書により市に納入するもの

○固定資産税賦課事務（02020203） 48,683千円（37,495千円） 予算書 P59

[一財：48,683千円]

（目的及び期待する効果）

固定資産税の課税客体（土地・家屋・償却資産）を正確に把握し、適正かつ公平に課税する。

（内容）

- 1 標準宅地の土地鑑定評価
 - ・平成 30 年度の評価替えに向けて標準宅地の不動産鑑定評価を行い、土地評価の適正化を図る。
 - ・時点修正（価格の下落を課税に反映させる）のために、標準宅地の不動産鑑定評価を行い、土地評価の適正化・均衡化を図る。
- 2 固定資産現況調査
 - 平成 30 年度の評価替えに向けて次の作業を行う。
 - ・用途地区（※4）、状況類似地区（※5）、路線価格の見直し
 - ・地番図や家屋図のデータ更新
 - ・画地（※6）の異動更新及び税務地図情報システムの更新等
 - ※4：宅地の利用状況を基準とした区分（商業地区、住宅地区、工業地区など）
 - ※5：宅地の価格形成要因（街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用状況の便等）がおおむね同等となる地域ごとの区分
 - ※6：単一の土地、あるいは一体となっている土地

○軽自動車税賦課事務（02020204） 2,188千円（1,529千円） 予算書 P60

[一財：2,188千円]

（目的及び期待する効果）

軽自動車税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平に課税する。

(内容)

- 1 軽自動車税申告書等により市内を主たる定置場とする軽自動車等を正確に把握する。
- 2 グリーン化特例 (※7) と経年重課税 (※8)
 - ・税率改正に伴いグリーン化特例と経年重課税の対象車両を把握するため、軽自動車検査協会の検査データを軽自動車税システムに取り込むことにより事務の効率化を図る。
 - ※7：三輪及び四輪の軽自動車について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、その程度に応じて税を軽減するもの
 - ※8：最初の新規検査から 13 年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について、税を約 20% 加算するもの